

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監4の第7号

監 査 の 対 象：令和3年度監査委員監査 指定管理者制度に関する事務

所 管 所 属：住吉区役所

通知を受けた日：令和4年8月25日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	第三者委託の公表については是正を求めたもの 【北区役所、都島区役所、中央区役所、西区役所、大正区役所、浪速区役所、東成区役所、住吉区役所、平野区役所、経済戦略局、環境局及び教育委員会事務局に対して】 施設所管所属の令和3年度第1四半期における第三者委託に関する情報の公表状況を確認したところ、施設所管所属34所中12所属で所管する全ての施設について、ガイドラインで定められた期限である第1四半期の翌月である令和3年7月中に公表されておらず、今回の監査の実施通知送付日以降の公表となっていた。 〔指摘事項2〕 施設所管所属は、第三者委託公表の重要性を再認識し、ガイドラインに定められた期限までに公表するための体制を早期に構築し、それにより実施されたい。	(是正内容) ・令和3年7月中に公表すべき令和3年度第1四半期における第三者委託に関する情報の公表漏れについて指摘を受け、令和3年10月に公表を行った。 (再発防止策) ・指定管理者制度の運用に係るガイドラインを熟読するとともに、区役所附設会館管理運営業務進捗管理票に第三者委託のホームページ公表事務を追加して見える化し、複数人で随時確認を行う。	措置済	令和4年7月22日